

～もう一度選挙に行きたい！を実現しよう～

通信 11号
2013. 2. 6

“成年被後見人に選挙権の回復を”

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~seinenkoukenssenkyoken0201/>

通信 11号 主なメニュー：＜東京訴訟、第八回裁判＝結審となりました＞

＜東京訴訟 第八回裁判＝結審＞

判決は3月14日！



～平成25年1月24日（木）～
13時45分～

一般傍聴席 100 席。傍聴券に並んだのは85名。
傍聴時は満席になりました。次回は判決です。

次回期日は3/14(木) 13時30分

●原告・被告ともに 最終準備書面提出。

●法廷の様子：原告後見人の最終の意見陳述（次頁に掲載）と、匠さんの発言「選挙に、お父さんお母さんと行きたいです」と、裁判長からの判決日の宣言だけで、10分で終了でした。



裁判後の報告会より

14時半～15時半 第一天徳ビル4階大会議室



★弁護団より ★

- ・事前に裁判官から「原告匠さんに発言して欲しい、できれば応答したい」との要請がありました。こちらとしては「今までも社会の中で嫌な思いを受けてきた人が、こんな緊張する場面で、思うようなやり取りが出来るわけがない、それをしたために、本来ある豊かな才能が表出できず、能力のない人に思われてしまうと、それは事実を曲げてしまうことです」と訴え、ひと言の発言になりました。朝お会いして「今日は何を言ってくれるの？」と聞いたら「それは後のお楽しみね」とユーモアたっぷりに返されました。立派に発言して下さって感謝です。
- ・ここに集約するのか？という内容の国の最終書面。選挙権を制限することは憲法違反だという本質を争うところから逃げて、「選挙権制限の有無は国会の立法裁量だからこの裁判は却下すべき(裁判すること自体できないことだ)」との主張にはがっかりした。ホワイトデーの判決、裁判長に期待したい。
- ・裁判官が本人に語らせたいということはわかるが、そのこと自体、考えさせられた。人には得手不得手があり、例えば弁護士の私はこうやって難解なこともペラペラしゃべれるけれど、それだけが意思表示の全てではない。匠さんが「後のお楽しみね」といったことは意思そのもの。選挙でもその人なりの意思を表すことが出来るようにする、それを判決に期待する。

★原告より★

- ・清吉さん：私と娘に発言の機会をいただけて感謝します。(不穏当な感情的な部分はカットされ。(笑))
- ・匠さん：(裁判長はどんな感じ?)「ちょっと優しいね」(皆さんにひと言)「どうもありがとうございました」
- ・お母様：2年弱、何回も、暑い中、寒い中にもかかわらず、本当に有難うございました。

★会場より★

- ・名児耶さんの陳述に感動！特に「国のはっきりしない主張に憤り、こんなことで、娘の選挙権は奪われたのか！と悔しい思いだ」には、このようなことは他にもあるなあと気づかされた思いです。
- ・禁治産から成年後見制度に改革された時の、明らかな立法ミス。国がこれ以上、基本的人権を踏みにじることの無い判決を確信しています。

* 毎回学生さんの傍聴があります。障害者のことを知り、基本的人権について考えるいい機会になっています。



第1 原告の後見人の思い

(原告匠さんの成年後見人 名兒耶清吉)

この「成年被後見人の選挙権剥奪」の裁判も、いよいよ結審を迎えることとなりました。

平成23(2011)年5月11日第1回の裁判期日、場所も同じこの103号法廷でした。冒頭に定塚裁判長から、「本件は選挙権という大きな制度に関する事件であって、裁判所も真剣に取り組みたい。短期間で集中的に審理を行うつもりであるから、そのために双方ともに十分な主張と資料等の提出を行ってほしい。」との言葉がありました。

これまで「水戸アカス紙器事件」や「友部病院事件」など障害者が被害に遭った事件の裁判支援をしてきた私は、この裁判長の積極的な発言に驚きました。この裁判に対する裁判長の並々ならぬ決意と熱意を感じ緊張感が走りました。その後もこの裁判が、まっすぐな裁判長の訴訟指揮で貫かれたことに感謝しています。

参政権という国民としての重大な権利が、成年後見人がついたという理不尽な理由で剥奪されたことを、私としては清水の舞台から飛び降りる覚悟で争った裁判でした。

国からは確固たる信念に基づいた反論があるものと覚悟をしていました。しかしながら8回に亘る口頭弁論を通じ、あまりに消極的な態度に終始した国の態度には憤りを感じました。それほど考えもなく、娘の選挙権は奪われたのか、という悔しさです。

第1回(口頭弁論)期日の際の陳述で申し述べたとおり、私は知的障害のある娘に対し、国の制度とはいえ、就学の際、就労の際の二度、娘の人権を侵害する共犯者としての片棒を担いでしまいました。この成年後見で選挙権を奪ったのは三度目の人権侵害でした。

「この子らを世の光に」というのは、知的障害者の権利擁護の草分けである糸賀一雄氏の言葉です。そんな娘は、やはり私を責めはしませんでした。

これほどの人権侵害を黙って許す娘をこれ以上踏みにじるわけにはいきません。今度ばかりは引き下がることが出来ない、また引き下がってはいけない。このような不退転の決意でこの裁判に臨んでいます。

しかし、幸いなことに、提訴したことを契機として、さいたま、京都、札幌と相次いで同様の裁判が行われることになりました。また、孤立無援だと思っていたのに、「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」の「後見人を付けた障害のある人も、選挙に行きたい。成年被後見人の選挙権剥奪を定めた公職選挙法の既定削除を」との呼びかけに応じて、411、172通もの署名が集まったことで、無駄ではなかったと、改めて絆の深さを感じ入った次第です。

申すにも及ばないことですが、この裁判は、世界中が注目しています。

第2 原告匠の様子

原告匠の様子ですが、匠は、提訴後もそれまでと変わらない生活を送っています。平日は、7時半に起床し、朝食をとり、8時45分に仕事に行きます。仕事はラベル貼りやビニール袋の溶着の仕事をしています。仕事から帰ってからは、グループホームや施設で手芸をしたり、スポーツジムに利用者全員で出かけて運動をしたりしています。家では、家族団らんの時にはTVを一緒に見ます。ニュースを見ることが多いです。

このような生活は、匠が成年被後見人となる前後で全く変わっていません。裁判をきっかけに原告の素顔を紹介しようと思知ったインタビュアーが質問したときには、笑顔で

「(好きな食べ物は?)~お豆です」

「(今の総理大臣知ってますか?)~ドジョウの野田ですフフフ」

「(選挙楽しかったですか?)~そうですね。楽しかったです。」

「(選挙もう一度行きたいですか?)~はい。お父さんとお母さんとまた選挙に行きたいです」

と語り、手芸のビーズのメガネチェーンや編み物などの作品を披露しました。

12月の総選挙時には、私たち夫婦が投票に行く様子を、何も言わずに見送っていました。何の恨み言も言わず、この裁判に来ることも文句も言わず、でも年老いた私たち両親ともう一度選挙に行くことを心のどこかで考えていてくれる娘です。

社会の中で、様々な影響を受け、私たちは一票を投じます。被後見人の投ずる一票とそれ以外の人の投ずる一票に違いがあるのでしょうか。

第3 この裁判への願い

娘と私と連れ合いとで選挙に行き、この命のあるうちに娘をもう一度主権者にすることが、私の願いです。

選挙権取り戻したい

成年後見使い失う 違憲訴訟きょう結審



成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害のある人などに対し、財産管理や福祉サービスの選択、契約などを支援する制度。判断能力の程度に応じて後見、保佐、補助の3

「成年後見制度」で後見人をつけた知的障害者には、判断能力がないから選挙権を与えない。そう定めた公職選挙法は選挙権を保障した憲法に違反するとして、タウン誌の女性が国を訴えている。24日午後にも東京地裁で結審し、近く判決を迎える。「選挙、いきたい」。女性の切実な願いに司法はどう応えるのか。

必ず投票してきたのに

昨年12月の衆院選、茨城県牛久市の名尾耶匠さん(50)に投票の案内は届かなかった。残念がる匠さんに、父・清吉さん(81)は言

った。「お父さん、後見人になっちゃったから。選挙行けなくてごめん」匠さんは養護学校を卒業し、雑貨のラベル貼りなどの仕事を30年以上続けてきた。買い物には一人で行くし、テレビのニュースは欠かさず見る。国政選挙も地方選も、選挙公報をじっくり読み、親子3人で必ず投票してきた。

匠さんは計算が苦手。自分たちが年寄って世話できなくなったら、財産をだましとられないか。その心配した両親は、2007年に匠さんに「後見人」を付けた。当面は両親が務め、いざれ匠さんの妹や弁護士に引き継げるようにした。しかし、思わぬ弊害があ

種類がある。選挙権が失われるのは後見のみ。申し立てを受けた家庭裁判所が、本人の判断能力の程度を審査した上で、家族などを「後見人」として選任する。後見人は、本人に代わって契約の締結などができる。最高裁によると、後見開始の申し立てをした人は2011年までに約21万人。

った。匠さんの選挙権がなくなったのだ。

過去に見直し論も

なぜ後見人をつけると選挙権を失うのか。裁判で国は、「選挙をするには、ふさわしい能力が必要だ」と主張してきた。財産を自分で管理できない人は、他人に操られて不正投票に利用される恐れがあるというわけだ。明治以来、日本には知的障害者らが財産を処分する権利などを一律に奪う「禁治産」と呼ばれる制度があった。呼称が差別的だなど

「匠を助けたいという見直しだと思っていたのに……」。謝る両親に「いいよ」と寂しげに言った匠さんの表情を、清吉さんは忘れられない。

11年、匠さんが原告となって提訴した。これをきっかけに、同様の訴訟はさいたま、札幌、京都の各地裁でも起きており、匠さんの訴訟が初めての判決となりそうだった。

権を与えようという見直し論も出た。11年には当時の総務相が国会で「本人を保護しようとした結果、政治参画の機会を奪ってしまうことには違和感がある」と答弁したが、改正の動きは高まらなかった。

原告側は「社会的弱者の真剣な一票こそ、国に届ける必要がある。匠さんのようにきちんと投票できる人も多いのに、権利を国が奪っていくのか」と訴える。財産管理の能力を測る成年後見制度を、選挙権の制限に使っていないのかという点も、裁判では争われた。国側は「選挙のために個別に審査するのはきわめて難しい。後見制度を借用するのは、合理性がある」との立場だ。

原告側は「知的障害者でも、後見人をつけなければ選挙権があり、不平等だ。投票能力を審査されたわけでもないのに、民主主義でもっとも重要な選挙権を制限するのは差別的」と反論している。(高野隆)

「また選挙に行きたい」

被後見人の違憲裁判結審

成年後見制度を利用して後見人が付くと選挙権を奪われるのは憲法違反だとして、選挙権の確認を求めて国を訴えた知的障害のある名兒耶匠さん（50）の裁判が1月24日、結審した。被後見人には選挙権を与えないとする公職選挙法の規定をめぐり、3月14日、東京地裁（定塚誠裁判長）で判決が出る（3面に関連記事）。

◆3月に東京で判決 候補者を調べ、両親と原告の名兒耶匠さん（茨城県牛久市）は20歳になってから、ほとんどの選挙で投票してきた。ニュースや選挙公報を見て自分なりに

「憲法は成年者の選挙権を保障しており、能力による制限はしていない」と訴えている。被告の国側はこれまでも、「選挙には公務の性格があるので参加するには判断能力が必要。選挙のつと能力を個別審査していられないので成年後見制度を借用している」「能力のない人が参加すると選挙の公正が害される」などと、合理性



匠さん（左）と父親の清吉さん

があることを主張してきた。名兒耶さんは「成年後見制度は選挙の能力が」と主張してき「権利擁護の制度が人権侵害を起こすのは矛盾」などと指摘。

裁判長も「能力がなくても後見人が付いていなければ投票が有効なのは説明するのか」「公正が害された事例があるのか」などと疑問を投げ掛けていたが、国からの具体的な反論はない。24日の第8回口頭弁論では、清吉さんが「国にそれほどの考えもなく娘の選挙権は奪われたのかと悔しい」と思いを語った。また匠さんが「もう一度、お父さんお母さんと一緒に選挙に行きたい」と述べ、提訴から約2年で結審した。

なお、同様の裁判は札幌・さいたま・京都の各地裁でも起こされているが、東京地裁で3月に初判決が出る見通し。

全国集会 1案内

会場：日比谷図書文化館

後見選挙権弁護団・全日本育成会 共催

★今一度、この問題を共有化し、思いを統一し、法改正を訴えましょう。

三月二十四日（日）午後1～4時

詳細と申込については当会HPを参照下さい

どうやって投票してるの



投票前に候補者名を書く練習をする村山健多さん

クローズアップ

千葉県市川市で家族と暮らし、村山健多さん(29)。昨年と同じくウツ症で、重度の知的障害がある。ふたんは一人でバス通勤し、クッキーづくりなどの仕事をして

知的障害者と選挙権

「選挙権を取り戻したい」と訴えた名義郎(仮)さんの選挙裁判は、3月に東京地裁で判決が出ることになった。一方、匠さんと同じように知的障害のある人たちは、どんなふう

12月16日。今日は投票

投票前、健多さんは、心に決めた候補者の名前を書く練習に余念がなくなり、手元に寄せた紙は、母親の隣さんが用意した、投票用紙に用紙を渡した、投票用紙に用紙を渡した、投票用紙に用紙を渡した

12月16日。今日は投票



滝乃川学園で行われた選挙のお話を聞く会

後見制度で制限は平等？

えだ健多さんは、言葉の代わりに、誇らしい表情を見せた。

でもらうのだ。知的障害のある人たちの存在や生活ぶりを政治家に知ってもらう機会でもある。

12月11日。午後、食堂に入所者ら約10人が集まった。職員が1人当たり5分さつちり計り、候補者は人柄や目指す政策を簡潔にアピールした。時

諸外国の対応は

憲法は成年者の選挙権を保障するが、公職選挙法第1条1項1号は被後見人には選挙権を与えないとしている。諸外国はどうか。

欧米の法制度を調査した田山雅明・早稲田大教授によると、オーストリアの取り扱いは示唆に富む。かつては日本と同様、被後見人(回因)では被代弁人というの選挙権を認めない法律の条文があった。しかし、この条文は憲法違反という判決が1987年に憲法裁判所で出て、削除された。



★ 雑感 東京訴訟 第8回公判を傍聴して ★

傍聴券配布のための整理券が配布されたときには、くじ運の悪い私は傍聴できないものとあきらめました。しかし、ギリギリの人数内でしたので傍聴でき、また、最前列の左倍席の正面あたりに座ることができました。

後見人であるお父様の陳述を聞いているうちに、胸がつまりました。

原告の方が「私に選挙権をください」と発言されたとき、不覚にも涙があふれました。

そのとき、裁判長は原告をしっかりとおられました。もちろんお父様の陳述のときにも、陳述者のほうを時折見しておられましたし、お父様が裁判長の訴訟指揮に感謝のこぼを述べたときには、うなづいておられました。

そもそもが、個人の財産権を確保し経済取引の安全を趣旨とする行為無能力者制度、とりわけ被後見人の制度が、選挙権という基本的人権を制約する根拠になるとは、とても考えられず、また、被後見人として心神喪失の常況にあるにすぎないことから、全面的に権利を奪いとるなど、正気の立法とは思えません。まして、原告の彼女は、当時の首相を「どじょうの野田さんです」と答えられる方です。

3月14日の判決が早くくればよいのに、と思います。当然、国は控訴し、最高裁まで争うのでしょう。ご両親が今のようにお元気なうちに、最高裁の違憲判断がくだされることを切に祈ります。

一度、しかも10分程度しか拝見していない裁判長ですが、お話に聞く訴訟指揮の素晴らしさからすれば、判決に期待が持てます。

当日の報告集会のご案内をいただいたのですが、次の予定が入っておりまして、参加することはできませんでした。判決の日の集会には、是非参加したいと思っております。

渡邊 豊 (弁護士会館ブックセンター出版部)

〔裁判の予定〕

傍聴席を満席にしましょう！

東京訴訟	第九回期日＝判決	東京地裁 103号法廷	3/14(木) 13時半～(13時集合)
さいたま訴訟	第八回口頭弁論	さいたま地裁 105号法廷	2/27(水) 11時半～(11時集合)
京都訴訟	第八回口頭弁論	京都地裁 101号法廷	3/5(火) 13時30分～
札幌訴訟	第七回口頭弁論	札幌地裁 805号法廷	3/12(火) 11時～



三菱東京UFJ銀行 鷹の台出張所
 普通 0037455
 □座名 成年後見選挙権を考える会
 セイネンコウケンセンキョケンヲカンガエルカイ

カンパのお願い

具体的な使途：
 集会の会場費・雑費、講師謝礼・交通費、遠方で集会を行う際の交通費、関連資料印刷代・郵送費、その他広報費用、裁判での意見書謝礼等

後見選挙権訴訟に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 杉浦ひとみ (東京アドヴォカシー法律事務所)

TEL 03-3816-2061 FAX 03-3816-2063 sugiura@law.email.ne.jp

さいたまの裁判に関する問合せ：

後見選挙権訴訟弁護団 関哉直人 (五百蔵洋一法律事務所)

TEL 03-5501-2151 FAX 03-5501-2150 sekiya@nekonet.ne.jp

その他：成年後見選挙権を考える会 (通信等) 村山090-9818-5353 sono0424@mx4.ttcn.ne.jp